

第1回家畜衛生委員会の会議概要

(畜産・家畜衛生部会常設委員会)

日時 平成17年11月14日(月) 13:30～16:30

場所 日本獣医師会・会議室

出席者

- 【委員】 大久保忠宜 東京都獣医師会理事(東京都牛乳普及協会専務理事)
柏崎 守 茨城県獣医師会(畜産技術協会参与)
高木英彦 高知県獣医師会理事(高知県中央家畜保健衛生所衛生課課長)
鶴田清弘 北海道獣医師会監事(北海道石狩家畜保健衛生所所長)
鍋谷政広 新潟県獣医師会理事(新潟県中央家畜保健衛生所所長)
成井淑昭 神奈川県獣医師会(神奈川県湘南家畜保健衛生所所長)
函城悦司 兵庫県獣医師会(兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター所長)
丸山 崇 静岡県獣医師会(全国家畜衛生職員会副会長)
山下 稔 岡山県獣医師会(岡山県畜産協会家畜衛生部部長)
山本泰資 大分県獣医師会副会長(大分県中西部農業共済組合家畜診療所所長)
- 【欠席】 大田震三 日本獣医師会理事(全国家畜衛生職員会会長)
- 【本会】 山根義久(会長)、藏内勇夫(副会長)、大森伸男(専務理事)ほか

議 事

- 1 職域別部会の運営等(説明)
- 2 委員会の検討テーマ等(説明)
- 3 副委員長の選任(協議)
- 4 これまでの検討及び要請活動の経過等(報告)
- 5 委員会における検討の方向等(協議)
- 6 その他

会議概要

山根会長から、職域別部会制度の発足に伴い、各委員会が開催されているところであるが、本委員会においても、当面する職域問題解決のため、各委員にご尽力いただきたい旨の挨拶があった。

1 職域別部会の運営等(説明)

大森専務理事から委員紹介が行われた後、資料に基づき、職域別部会制の役割、本委員会の組織上の位置づけ(畜産・家畜衛生部会の常設委員会としての位置づけ)、運営規程等の説明が行われた。その中で、以下の点が特に示された。

- (1) 従来の専門委員会等の役割は会長から諮問を受けて検討・協議し提案するものだった。これに対し、職域別部会は職域別の事業運営機関として本会の事務事業を推進する立場で積極的に活動し、三役会議や理事会にも提言をしていくことが求められる。
- (2) 委員には、各地区からの推薦を受けた者あるいは学識経験者に就任いただいたが、それぞれの立場からご発言をいただき、本会のよりよい運営に協力願いたい。

2 委員会の検討テーマ等(説明)

大森専務理事から資料に基づき以下のとおり、本委員会の検討テーマが示された。

家畜衛生職域の現状と課題に対する対応

家畜保健衛生業務(共通感染症対策、獣医事・薬事指導取締を含む)のあり方

家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方

家畜衛生対策を推進する上における獣医師会の役割

3 副委員長の選任(協議)

大森専務理事から、大田委員長が体調不良により欠席されるので、今後、本委員会の運営については、副委員長にお願いすることとし、委員長が職域理事として全国家畜衛生職員会会長という立場で選出されていることから、同会副会長である丸山委員を副委員長に推薦され、全会一致で選任された。

4 これまでの検討及び要請活動の経過等(報告)

大森専務理事から、「動物医療提供体制の整備について」として、家畜防疫対策の充実・強化、BSE対策推進(家畜保健衛生所における死亡牛検査、BSE疑似患畜の取扱い)、人と動物の共通感染症対策の充実・強化(厚生労働省との連携確保と家畜保健衛生所における取り組み体制の整備等)について、また、「動物医療提供体制の整備促進について」として、家畜防疫・衛生対策の整備・充実(悪性家畜伝染病の広域発生等に備えた地域体制の整備、都道府県家畜保健衛生所の組織・機能の充実・整備等)について、各々農林水産省に要請活動を行ったこと、さらに、これまでの産業動物委員会における検討経過として、家畜保健衛生業務検討の概要「家畜保健衛生業務のあり方(概要)」について、資料に基づいて経過説明が行なわれた。

5 委員会における検討の方向等(協議)

副委員長から本委員会の主な課題と検討事項が示され、大森専務理事から「鳥インフルエンザ対策の推進について」、「三者協議会(公務員獣医師の処遇に関する打ち合わせ会議)の概要」及び「家畜衛生職員会の要請関係事項」の概略が説明された後、協議が行われた。大要は次のとおり。

(1) 「家畜保健衛生業務のあり方」について

ア 「家畜保健衛生所の組織及び今後のあり方」について、次のような意見交換が行われた。

(ア) これまでの産業動物委員会では、家畜保健衛生所の名称を「家畜」から「動

物」へ変更することの必要性等も含めた議論もなされたが、当事者である全国家畜衛生職員会の見解等も聞いた上で、引き続き検討することとされた。

- (イ) 将来的には、家畜保健衛生所の名称等も含め、実情に即して改善すべきと思われるが、都道府県段階では衛生部、環境部、農林部と所轄が分かれており、家畜保健衛生所がすべての動物を対象とすることは、組織的にも困難である。
 - (ウ) 高病原性鳥インフルエンザが発生した際、地元の家畜保健衛生所では、家畜伝染病予防法に基づく動物のみを対象とし、その他については衛生部が対応した経緯があるように、家畜保健衛生所がすべての動物に対応することは困難である。
 - (エ) 従来、家畜保健衛生所では、家畜防疫業務が中心であったが、BSE、鳥インフルエンザ発生以降、関連疾病の防疫指導業務に重きがおかれるようになり、公衆衛生部門との交流等、業務も多様化してきた。
 - (オ) 県内に病勢鑑定の検査施設がないため、家畜保健衛生所には家畜以外の動物の検査を依頼されるケースが多くなりつつあったが、鳥インフルエンザ発生以降はマスコミ等により家畜保健衛生所の存在が周知され、愛玩鳥や野鳥の持ち込みが増加した。今後、このような業務については、公衆衛生、環境衛生の観点からも検討すべきである。
 - (カ) 北海道での鳥インフルエンザ対応については、衛生局、教育局、警察が協力し、死亡鳥の対応窓口を支庁の畜産担当とし、これに公衆衛生担当も協力して、町村が最終的に対応することとした。家畜保健衛生所では、BSEの検査業務に追われており、必要に応じて協力することとしたが、このように現状では家畜保健衛生所がすべての動物に対応することは困難である。
 - (キ) 地方行政における財政難により、人員削減、再編統合が行われる現状、後輩の獣医師が技術を生かせるような組織とする必要がある。家畜衛生の認識は深まったが、業務量も増えた。一方で人員削減も進み、統合も進んだ。動物衛生を一括して担う機関として法律で位置づけられ、予算もつけば良いが、現状では外部委託に出せとの声が大きく大変厳しい。
 - (ク) 農林水産省の「家畜衛生試験場」が「動物衛生研究所」に変更された実例もあり、また、疾病という観点では「家畜」と「動物」の境界はないので、家畜保健衛生所の権限を拡張するためにも名称を「動物」とする必要がある。
 - (ケ) 東京都では、健康局、農林局、環境局と担当部署は分けられているが、実質的に家畜保健衛生所が、すべての動物の診断、衛生指導を行っており、今後、対象動物も自然に「家畜」から「動物」へ移行すると思われる。
 - (コ) 家畜の飼育頭数、農家戸数が減少している状況下で、家畜保健衛生所の組織改編に言及すると組織自体の存亡が危惧されるため、名称の変更については慎重に対応すべきである。
- イ 「家畜保健衛生業務の今後のあり方（家畜伝染病予防法関連業務、畜産物の安全確保対策、共通感染症対策、獣医事、家畜排せつ物法、学校飼育動物等の奨励関連業務等）」について、次のような意見交換が行われた。

- (ア) 家畜保健衛生所では、本来業務の他に畜産公害予防業務及び広告違反獣医師への対応等にかなりの時間を取られている。
- (イ) 県の畜産行政の中で、家畜保健衛生所が最も機動力があり、有事の際は第一線で対応できる組織として農家から信頼されている。職員には負担となるが、これが家畜保健衛生所の存在意義でもある。
- (ウ) 最近、家畜衛生保健所の若い職員が退職するようになった。その原因は、「大学で6年間学んだ知識・技術が日常業務の中で生かされない」と感じているからのものである。
- (エ) 家畜保健衛生所は、生産現場に最も密着した家畜衛生行政であり、生産現場の問題点を把握して技術者集団でもあるので、今後、政策面で発言権を有するような組織とすべきである。
- (オ) 現状では、家畜伝染病予防法に基づく検査業務が減少傾向にある中で、畜産物の安全性確保、トレーサビリティ、共通感染症対策等が中心となっているが、自衛防疫等、畜産の現場を指導するのは、家畜保健衛生所である。
- (2) 「鳥インフルエンザ対策の推進」について、次のような意見交換が行われた。
- ア 共通感染症等が発生した際は、厚労省、農水省、県の衛生課、畜産課、獣医師会が協力の下で広報を行うべきである。社会から獣医師会の認知を得るために、ホームページ等も利用し、獣医師会から情報提供を行うと良い。
- イ 鳥を診療できる開業獣医師がいないため、愛玩鳥も含めすべて家畜保健衛生所へ持ち込まれ業務に支障をきたした。今後は、卒後研修等を通じて、一般市民等からの相談に対応できる獣医師を養成するとともに、獣医師会支部に必要な人材配置体制等を検討する必要がある。獣医師が適切に対応することにより、社会からの評価を得るものと思われる
- ウ 獣医師会でも、鳥を診療できる獣医師を把握しておく必要がある。疾病が発生してから獣医師を募るのではなく、有事の際に迅速な対応ができるよう、近県間においても危機管理体制を構築しておくべきである。
- エ 家畜伝染病予防法では、家畜防疫員の対象は都道府県の職員とされているが、有事の際には、都道府県において民間獣医師の協力体制が確保できるようにすべきであり、併せて防疫情報のネットワーク化、防疫演習の実施等が必要である。
- (3) 「家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方」について
- ア 「と畜検査成果等の家畜保健衛生業務及び生産農家への還元活用」について、次のような意見交換が行われた。
- (ア) 都道府県間では、豚の出荷状況、廃棄状況等の情報提供が行われている地域があるが、政令都市となると関係が稀薄である。
- (イ) と畜検査成果については、FAO及びWHOから各国に対して食肉衛生規範に基づく勧告が出されている。家畜生産大国では組織的対応がされているが、日本では少数の家畜保健衛生所が独自に行っている状況である。獣医師会としても、と畜検査成果については、国に組織体制構築と情報の有効活用を提言する必要がある

ある。

(ウ) たとえば開業獣医師が自分で診療した家畜のと殺に立ち合うことを希望した際に、HACCPの観点から立ち入りを断られることもある。今後、開業獣医師が容易に自分の診療の評価ができるように検討すべきである。

(I) 食肉検査データの家畜保健衛生所へのフィードバックについては、個人情報保護法により生産者の許可を得て対応する必要がある。しかし、個々の家畜保健衛生所では同意書取得の手続が異なり、管轄外の地域へ搬出された家畜については、その後の情報の収集が困難である。今後、効率的に検査成果を還元できるように改善する必要がある。

(オ) 家畜保健衛生所、家畜共済及びと畜場では、家畜の診断等に関する専門用語等の整合性が取れておらず開業獣医師等が混乱する状況もある。

イ 「畜産物における動物用医薬品残留検査」について、

地域によっては、検査で動物用医薬品の残留が確認されると家畜保健衛生所に連絡があり、家畜保健衛生所の職員は該当する農場へ行き、飼養状況を確認し、病畜であった場合は診療した獣医師から情報を収集して原因の究明と農家への指導を行っている。

との発言があった。

ウ 「愛玩動物等における感染症の予防及び感染症の患者に対する法律の対応」については、次のような意見交換が行われた。

(ア) 犬のレプトスピラ症は、家畜伝染病予防法で監視伝染病に指定されており、開業獣医師は家畜保健衛生所へ届ける必要があるが、届出を受けた家畜保健衛生所では検査を行わない場合がある。一般的に、家畜保健衛生所は愛玩動物対策には積極的ではなく、ネオスポラ症についても犬と家畜の接触に関する衛生指導を行う程度である。

(イ) 最近、多数の野生のタヌキが死亡して狂犬病が疑われたが、県の公衆衛生部門は検査を民間委託しているため対応できず、家畜保健衛生所で病理解剖した。最初に持ち込まれた1頭はジステンパーと診断したが、その後も多数搬入され困惑した。こうしたことについては獣医師会が一般市民に情報提供できるような体制の構築が望まれる。

(4) 「家畜衛生対策を推進する上での獣医師会の役割」について

ア 「家畜診療獣医師の確保」について、次のような意見交換が行われた。

(ア) 農家戸数も減り、開業獣医師も十分な収入が得られない状況であり、開業獣医師の支援体制は重要である。一方、農家の信頼を得るためには家畜の検査は必要であり、家畜保健衛生所に代わる、安価で気軽に依頼できる検査機関の育成も必要である。

(イ) 農協等では奨学金制度により獣医師の誘引を行った地域もあるが、結局、後継者は定着せず、診療獣医師のいない地域があり、今後の検討課題と思われる。

イ 「家畜自衛防疫組織強化対策」について、次のような意見交換が行われた。

(ア) 自衛防疫については、産業動物開業獣医師の高齢化、減少により、共済獣医

師等に対応を依頼するケースが多いが、たとえ衛生組織があったとしても家畜保健衛生所の指導が必要不可欠である。

(イ) 自衛防疫については、豚コレラ事業がなくなったため、家畜保健衛生所と獣医師とかかわりが減り連携が稀薄になっている。一部では管理獣医師が自衛防疫に対応している現状がある。

(5) 「その他」として、大森専務理事から、公務員獣医師の処遇等については、獣医師問題議員連盟へも要請したい旨が、また、関連して藏内副会長から、各都道府県においては行財政改革の中で、特別勤務手当等削減が行われているが、福岡県では要請により調整数の改善がなされた経緯もあるので、各地方獣医師会においても関係団体等とも連携を密しながら、引き続き要請活動を行われることが望ましい旨説明された。

まとめ

丸山副委員長から報告書(案)作成担当者について諮り、次のとおり決定された。今後は、各項目ごとに責任者を決め、本委員会の意見を踏まえ、責任者が報告書の骨子を年内を目途に取りまとめ、年明けに第2回目の委員会を開催することとされた。

【報告書の項目と担当者】

- 1 「家畜保健衛生業務のあり方について」 高木委員、成井委員、山下委員
- 2 「鳥インフルエンザ対策の推進について」 函木委員、山下委員、山本委員
- 3 「家畜保健衛生部門と公衆衛生部門のあり方について」
大久保委員、柏崎委員、成井委員
- 4 「家畜衛生を推進する上での獣医師会の役割について」
鶴田委員、鍋谷委員、山本委員